

(平成21年10月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係

6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から41年3月まで  
社会保険庁から送付されてきた書類を見て、未納になっていることに気がついた。

申立期間は結婚後の期間で、昭和37年4月から40年3月まではA町に住んでおり、何か月かに一度来ていた集金人に納付していた。集金人は年金手帳に印を押したり、印紙を貼ったりしていた。

昭和40年4月からB町に住んでおり、定期的に町内会役員の家には保険料を持参していた。納付していたのは私自身で、夫の分をあわせ二人分を納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の結婚後の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月と42年12月の2回、共に夫と連番で払い出されているが、いずれも申立期間以後の払出しであることから、申立期間のほとんどは現年度納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出当時の資格取得年月日は、いずれの国民年金手帳記号番号も昭和41年4月1日であると推認され、申立期間は国民年金未加入期間であり、過年度納付や特例納付することもできなかったと考えられる。

また、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫も申立期間は、申立人同様未加入期間である。

さらに、申立人には、結婚前に申立人の母親と連番で払い出されている国民年金手帳記号番号があるが、その国民年金手帳記号番号は昭和37年1月から59年5月までの間、不在被保険者扱いになっていたことがC市の被保険者名簿で確認できることから、この国民年金手帳記号番号での納

付は考え難く、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から51年6月まで

昭和37年から自営業を始めて、仕事が軌道に乗るまで国民年金の未納が続いたが、第3回特例納付の時期に、姉夫婦から特例納付を勧められ、市役所で加入手続を行い、特例納付に必要な保険料額が記載された「国民年金未納保険料納付状況」を受け取った。

その後、昭和55年にこのままでは年金受給ができないおそれがあるとの通知を受け、さかのぼって夫婦の未納分として120万円ほどを全額納付した。満額の年金が受け取れると信じていたが、45年7月から51年6月までの6年間は未納とされ、妻の分も未納となっていた。なぜ6年間も未納になっているのか納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳及びA市の被保険者名簿によると、申立人は、第3回特例納付が実施されていた期間の昭和53年10月30日に国民年金加入手続を行い、その際に、51年7月から53年3月までの期間を過年度納付し、37年4月から45年6月までの期間については、55年4月22日、同年5月29日及び特例納付期限（同年6月30日）直前の同年6月28日に分割して特例納付を行ったことが確認できるところ、申立人が所持する特例納付保険料の納付書に同封された文書には「同封した納付書の金額はあなたが「老齢年金及び通算老齢年金」を受けるための最低の保険料額です。」との記載があるほか、同年4月18日付で社会保険事務所から送付されたはがきには、特例納付保険料がまだ納付されていないとの内容が記載されていることを踏まえると、申立期間の納付書が別途送付

されていたものとは考え難く、申立人が申立期間の保険料を納付したものと認め難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年6月まで

夫と結婚してから仕事が軌道に乗るまでの間、保険料を納められなかったが、仕事が順調になったことと姉夫婦から助言を受けたため、夫と自分の20歳からの未納分の保険料額をA市役所の係の方に計算してもらい、「国民年金未納保険料納付状況」に記載された夫婦二人分の保険料額120万円ほどを全額納付した。

自分の年金記録を調べてもらったが、10年以上の期間が未納となっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付した根拠として特例納付可能期間及び特例納付に必要な保険料額が記載されたA市作成の「国民年金未納保険料納付状況」を提出しているが、これには、申立人の夫が特例納付可能期間に必要な保険料額73万2,000円及び老齢年金の受給権を確保するために必要となる保険料額48万円のみが記載されており、申立人の申立期間に係る保険料額に関する記載は見当たらない。

また、申立人は申立期間の保険料について、市役所で納付したと述べているが、A市では特例納付保険料は収納していなかったことが確認できるほか、申立人は申立期間の保険料納付状況についての記憶が曖昧である。

さらに、社会保険庁の特殊台帳及びA市の被保険者名簿には、申立人が特例納付を行った記録は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、

ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月及び同年 2 月

昭和 57 年 1 月 29 日か 30 日ごろ、私は病院を退院してすぐに A 市役所へ行き、国民年金の加入手続をして保険料を払った。同市役所の職員に領収書はもらえないのか聞いたが、何も出すものは無いと言われ、そのまま帰った。

確かに昭和 57 年 1 月から国民年金をかけていたので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳、A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 57 年 3 月 18 日に任意加入と同時に付加保険料納付の申出を行ったことが確認できるが、任意加入は制度上、さかのぼって被保険者とはなり得ず、申立期間は未加入期間であったと推認されることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和 57 年 1 月に病院を退院してから国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと述べているが、入院先の病院からの回答によると、申立人の退院日は同年 2 月 1 日であったことが確認できるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録では、申立期間を含む昭和 57 年 2 月までの期間について「納付不要」の表示がなされている上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料

を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。また、昭和43年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から43年3月まで  
② 昭和43年4月から49年6月まで

夫と義姉は申立期間①が免除、申立期間②が納付になっているのに私の記録だけが未納となっている。国民年金の手続、納付等は全て夫がやっていたが、夫は支払関係にきっちりした人で、昭和36年3月の結婚以降同居しているのに、夫と義姉の二人分だけ手続がされ、私の分が手続されていないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12年3か月と長期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の夫は既に亡くなっており、申立人自身は関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫と義姉の国民年金手帳記号番号は昭和35年12月ごろ払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は51年9月に払い出されており、その時点で申立期間は時効により納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立人の申立期間①の国民年金保険料を免除申請したこと及び申立人の申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに当該期間の保険料が免除申請及び納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除され及び納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から58年3月まで

2年くらい前、記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納であることがわかったが、申立期間は結婚前の期間で実家におり、24か25歳ごろに父親が加入手続き納付してくれていたはずである。

父親から加入時期や納付についての話は聞いていないが、結婚した時に自分で払い続けなさいと年金手帳を渡されたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、申立人自身は関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年4月に旧姓で払い出されていることから、この時期に申立人の父親により申立人の国民年金の加入手続きが行われたと考えられるが、この時点では申立期間の大半は時効により納付できない期間である上、それ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は7年6か月と長期間であり、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。